

令和 5 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	19,478,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	135,047,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	136,544,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,461,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,571,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,583,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	15,258,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	5,611,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,437,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,292,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	5,725,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	9,969,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	164,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	643,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	12,039,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,532,000 キロワットアワー

高森高原風力発電所	52,354,000 キロワットアワー
築川発電所	10,636,000 キロワットアワー
計	559,344,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	8,041,461 千円
第1項 営業収益	6,456,402 千円
第2項 附帯事業収益	1,434,691 千円
第3項 財務収益	41,626 千円
第4項 事業外収益	108,742 千円

支 出	
第1款 電気事業費用	7,131,877 千円
第1項 営業費用	5,729,824 千円
第2項 附帯事業費用	1,240,565 千円
第3項 財務費用	16,881 千円
第4項 事業外費用	139,607 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額（資金運用に係る投資償還収入 100,000 千円及び投資 100,378 千円を除く。）に対し不足する額 4,748,048 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,953,992 千円、減債積立金 465,353 千円、建設改良積立金 844,338 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 32,440 千円、震災復興・ふるさと振興パワー積立金 1,172,611 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 279,314 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	103,109 千円

第1項 負担金	3,109 千円
第2項 投資償還収入	100,000 千円
支出	
第1款 資本的支出	4,851,535 千円
第1項 改良費	3,026,069 千円
第2項 電源開発費	49,684 千円
第3項 企業債償還金	465,353 千円
第4項 投資	100,378 千円
第5項 繰出金	1,205,051 千円
第6項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事項)	(期間)	(限度額)
胆沢第二発電所発電所建屋改修工事	令和5年度から令和7年度まで	291,000 千円
胆沢第二発電所水車発電機基礎改修工事	令和5年度から令和7年度まで	725,000 千円
胆沢第二発電所水圧管路更新工事	令和5年度から令和7年度まで	349,000 千円
胆沢第二発電所若柳堰堤他コンクリート構造物補修工事	令和5年度から令和7年度まで	315,000 千円
胆沢第二発電所電機設備撤去工事	令和5年度から令和6年度まで	117,000 千円
岩洞第一発電所1・2号水車発電機分解点検補修及び配電盤更新他工事	令和5年度から令和11年度まで	6,565,000 千円
岩洞第二発電所濁川サイ	令和5年度から令和6年度まで	85,000 千円

フォン耐震改修工事

岩洞第二発電所水車発電機分解点検補修及び配電盤更新他工事

令和5年度から令和7年度まで

1,469,000千円

仙人発電所1・2号発電用11KVキュービクル更新工事

令和5年度から令和7年度まで

523,000千円

仙人発電所ダム情報遠方監視制御装置更新工事

令和5年度から令和6年度まで

45,000千円

仙人発電所1・2号主弁及び側路弁分解点検補修工事

令和5年度から令和6年度まで

253,000千円

仙人発電所1号ガイドベーンサーボモータ補修工事

令和5年度から令和6年度まで

138,000千円

滝発電所保守支援装置導入工事

令和5年度から令和6年度まで

19,000千円

施設総合管理所改修工事  
入畑発電所水車発電機基礎改修工事

令和5年度から令和6年度まで

268,000千円

令和5年度から令和6年度まで

222,000千円

松川発電所除塵機改修工事

令和5年度から令和6年度まで

31,000千円

早池峰発電所水車発電機分解点検補修及び配電盤更新他工事

令和5年度から令和8年度まで

961,000千円

北ノ又第三発電所遠隔監視装置導入他工事

令和5年度から令和6年度まで

9,000千円

稲庭高原風力発電所及び高森高原風力発電所損害保険料

令和5年度から令和7年度まで

101,000千円

相去太陽光発電所監視システム補修他工事

令和5年度から令和7年度まで

27,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と附帯事業費用

(2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,219,469千円

(2) 交際費 264千円

令和5年2月15日提出

岩手県知事 達 増 拓 也